

○琵琶湖の総合的な保全については、平成11年度以降、非法定の『琵琶湖の総合的な保全のための計画調査』（第1期：H11～H22／第2期：H23～R2）に基づき関係行政庁が連携し推進してきたところであるが、琵琶湖法の成立（H27.9）により、同様のスキームを持つ2つの体制が併存することとなっていた（下図参照）。  
 ○当該計画調査の第2期計画期間が令和2年度をもって終結することから、令和3年度以降は琵琶湖法の体系に統廃合することにより、法体系の中で関係機関等が十分に連携を図りながら、琵琶湖のさらなる保全・再生を推進していく方針について、令和2年7月の幹事会において了承されたところ。（別紙幹事会資料『琵琶湖の総合的な保全の推進について』（参考資料1）参照。）

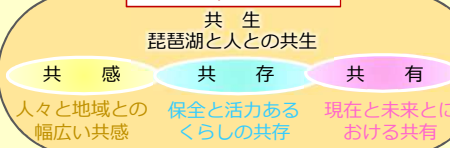
## 琵琶湖の総合的な保全のための計画調査 （第1期：H11～22／第2期：H23～R2）

理念・方針

### 基本理念

「健全な琵琶湖の次世代への継承」  
—琵琶湖と人との共生—

### 基本指針



計画調査の  
理念等は  
法律等で包括

推進体制

□琵琶湖総合保全連絡調整会議（本省）

【国（局長・局次長級）】

農水省 国交省  
環境省 厚労省（4省）

□幹事会：本省課長級

□琵琶湖総合保全推進協議会（国出先・地公体）

【国出先（局長）／地公体（局長級）】

農水省 国交省 環境省  
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県  
京都市 大阪市 神戸市（3省4府県3市）

□幹事会：国出先・地公体部課長級

計画調査の  
体制は法定  
協議会（幹事会）  
に包含、強化

施策・取組

分野	分野目標	対策内容	法律での対応	
水質保全	健全な生態系を維持し、安心して飲め、安全なレクリエーション利用が可能な水質環境を目指す	負荷削減対策、環境保全型農業の推進、浸透貯留域(農地等)の保全整備、自然浄化場の保全再生	第10条	
水源かん養	浸透貯留域の面的確保・機能向上と人為の水循環の改善を目指す	森林の保全再生、農地の保全整備	第11条	
		農地の浸透貯留域の保全、節水型・再利用型水利施設等の保全整備及び施設機能保全の推進	第17条	
自然的環境・景観保全	湖辺域の機能向上と在来生物の生息状況の回復を目指す	自然浄化場、湖辺域の保全再生(ヨシ帯、砂浜の保全、連続性の確保)、水辺の保全的活用促進(湖岸緑地化)	第12条	
		外来生物の駆除、在来生物の保全(増殖・栽培と野生復帰、放流等)、水陸移行帯の保全再生(河畔林、魚道等の整備)	第13条 第14条 第16条	
		湖底環境の改善、水草の異常繁殖への対策	第15条	
		水辺景観の保全再生	第20条	
		調査・研究	モニタリング、調査・研究の推進や体系の確立	第9条
		参画・実践	住民や企業の参画の推進、世代を超えた意識の共有	第21条
交流・情報	広域的な交流の展開、世界に向けた情報発信	第22条		

計画調査の  
施策・取組は  
法律条文に  
網羅、充実

## 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 （H27～）

**法律** ①健全で恵み豊かな湖として保全再生を図り、近畿圏の住民の健康な生活環境の保持と健全な発展に寄与（目的）  
②湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる**自然と共生する社会**の実現

**基本方針（基本指針）** ①琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について**国民の幅広い共感**を得よう努める  
②琵琶湖の保全と多様な産業活動等**活力ある暮らしとの共存**を図ろう努める  
③琵琶湖の価値を**将来にわたって共有**できるよう努める

**法定計画** 豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、（目指すべき姿）地域の豊かな文化を育めるようにすることをもって、**琵琶湖と人とのより良い共生関係**の形成を目指す

### ■琵琶湖保全再生推進協議会（法第8条）

□協議会【大臣・首長】

□幹事会【国（局長・局次長級）／地方公共団体（局長級）】

- 主務省：総務省 文科省 農水省 国交省 環境省
- 関係行政機関：財務省 厚労省 経産省
- 関係府県：滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
- 関係指定都市：京都市 大阪市 堺市 神戸市（8省4府県4市）

条項	法律条文タイトル	対策内容
第10条	水質の汚濁の防止のための措置等	農業排水施設の整備・管理、持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策
第11条	森林の整備及び保全等	森林の整備保全、森林に被害を及ぼす動物の防除
第17条	環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和した産業の振興	環境に配慮した農業の普及、環境と調和した産業の振興、水産資源の適切な保存および管理
第12条	湖辺の自然環境の保全及び再生	ヨシ群落などの在来植物の群落の保全、内湖・砂浜・湖岸等の湖辺の自然環境の保全再生、生物多様性の保全の推進
第13条	外来動植物による被害の防止	外来動植物の捕獲等の防除、被害防止の啓発活動
第14条	カワウによる被害の防止等	カワウの防除措置等の実施支援
第16条	水産資源の適切な保存及び管理等	種苗の放流、漁場の整備保全、魚道の整備
第15条	水草の除去等	水草の除去、湖岸ごみの処理、砂地造成、底質の改善
第20条	景観の整備及び保全	自然・文化的景観の保存および整備
第9条	調査研究等	継続的な監視や調査、体制整備や人材育成、データベース
第21条	教育の充実等	農業体験学習、自然を観察する機会の充実
第22条	多様な主体の協働	多様な主体の協働と交流の推進、活動支援
第18条	エコツーリズムの推進等	観光、交通等の産業の振興
第19条	湖上交通の活性化	琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時交通の確保

琵琶湖の総合的な保全の推進のために実施されてきた計画調査は、その**理念・方針、推進体制及び施策・取組**において**法体系に包括されるもの**となっており、加えて法体系ではさらなる**推進体制の強化、施策・取組の充実**が図られていることを踏まえると、**第2期計画期間の終結とともに法体系へ統廃合**することが適当。今後は、**法律等に基づき、国及び関係地方公共団体等が引き続き相互に連携し協力することにより、琵琶湖のさらなる保全・再生の推進を図ることとする。**